社会内処遇に必要な期間の確保 (検討課題等)

社会内処遇に必要な期間の確保(検討課題等)

考えられる制度の概要 ―

- A案 仮釈放の期間について、残刑期間によるのではなく、裁判所が改善 更生に必要な期間として定めることとし、その間、保護観察に付する ものとする。
- B案 残刑期間が社会内処遇のために最低限必要と考えられる法定期間に 満たない場合には、仮釈放の期間を当該法定期間とし、その間、保護 観察に付するものとする。

【検討課題】

- 1 仮釈放の期間についての考試期間主義
 - (1) 仮釈放の期間について、残刑期間によるのではなく、裁判所が改善更生に必要な期間として定めることとし、その間、保護観察に付する。(A案)
 - 〇 必要性
 - 責任主義との関係
 - ・ 行為責任に応じて決定された刑を事後的に変更することは相当では ないのではないか。
 - 確定した裁判・刑を変更することの効果,実務への影響
 - ・ 手続の在り方などによっては、一度確定した裁判の蒸し返しのよう な様相を呈しないか。
 - 要件及び期間設定の判断要素等
 - ・ 再犯の危険性の有無や程度を合理的に測定し、それを判断要素等として、社会内処遇の期間を適切に設定することができるか。
 - ・ 刑の一部執行猶予制度の事例集積が十分ではないが、社会内処遇の 期間を処遇内容などに応じて適切に設定することができるか。
 - 現行の仮釈放制度との関係
 - ・ 現行の仮釈放制度に代わるものとするか,現行の仮釈放制度と並存 させるか。
 - 仮釈放の許否の判断主体も裁判所とするか。
 - (2) 残刑期間が社会内処遇のために最低限必要と考えられる法定期間に満たない場合には、仮釈放の期間を当該法定期間とし、その間、保護観察に付する。(B案)
 - 必要性
 - 法定期間の在り方
 - ・ 改善更生や再犯防止の効果が得られ、かつ、受刑者にとって不当に 不利益とならない期間はどの程度か。
 - 法定期間の保護観察が必要でない又は必要でなくなった場合の措置

・ 法定期間よりも短い仮釈放期間を定めること又は保護観察中に保護 観察を途中で終了することを可能とするか。

2 現行の仮釈放制度の積極的活用

- 要件の見直しの要否・当否
 - ・ 社会内処遇に必要な期間の確保という観点からの見直しの必要性及び 相当性があるか。